

## ■必ずご確認ください事項■

※要綱やQ & Aの内容を抜粋して記載しています。

### 1 補助対象となる活動

- 月1回以上、会食形式による子ども食堂を開催すること
- 子ども又はその保護者が1回当たり10名以上参加できる規模で開催すること
- 食事代を徴収する場合は、子ども1名1回あたり100円以下とすること
- 主に市内在住の子育て家庭を対象とすること
- 子ども食堂のスタッフ又は参加者が直接調理した食事を提供すること
- 実施時は責任者を配置し、安全に配慮して開催すること
- 保険に加入し、適切な衛生管理を行うこと

### 2 子どもや家庭への支援について

- 活動を通じて支援が必要と思われる子どもや家庭を把握した場合は、こども家庭センター等の関係機関への相談・連携にご協力ください。
- 虐待が疑われる場合など緊急性が高い場合は、速やかに関係機関へ連絡・通告してください。
- 子ども食堂等の開催時は、別添の「八王子市 相談窓口」及び「児童虐待における判断基準」をスタッフ同士で必ず共有してください。

### 3 補助対象外となる主な経費

- 人件費
- 団体運営に係る経費
- スタッフの飲食代及び交通費
- イベントを主目的とした取組に係る経費
- 次年度に使用する食材や消耗品の購入
- 他の補助金等と重複して充当する経費

### 4 実績報告について

実績報告の際は、次の資料の提出が必要です。

- 領収書又はレシート
- 開催時の写真（メニューがわかるもの）
- チラシ等の周知資料
- 事業報告書及び収支精算書

※支出内容が確認できない経費は補助対象とならない場合があります。

### 5 事前相談のお願い

- 補助対象となるか判断に迷う場合は、購入や契約を行う前に子どものしあわせ課へご相談ください。事前相談により、実績報告時の修正を防ぐことができます。